

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和2年6月15日～7月14日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度は、行政の効率化にならないのではないか。 ・マイナンバー制度は「公正・公平な社会の実現」に繋がるとは思われない。 ・個人番号を扱うシステムは、セキュリティを高めても、不正アクセス・人為的エラーは防げない。 ・マイナンバーカードは写真がついているからといって、本人確認に適しないことにもなりうる。 ・紙・HDDなどのデータの消去・破碎は具体的にどのように行われているのか。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年10月7日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	